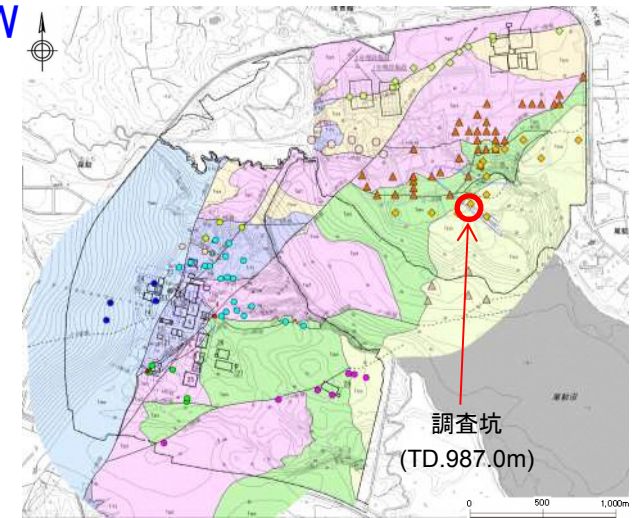
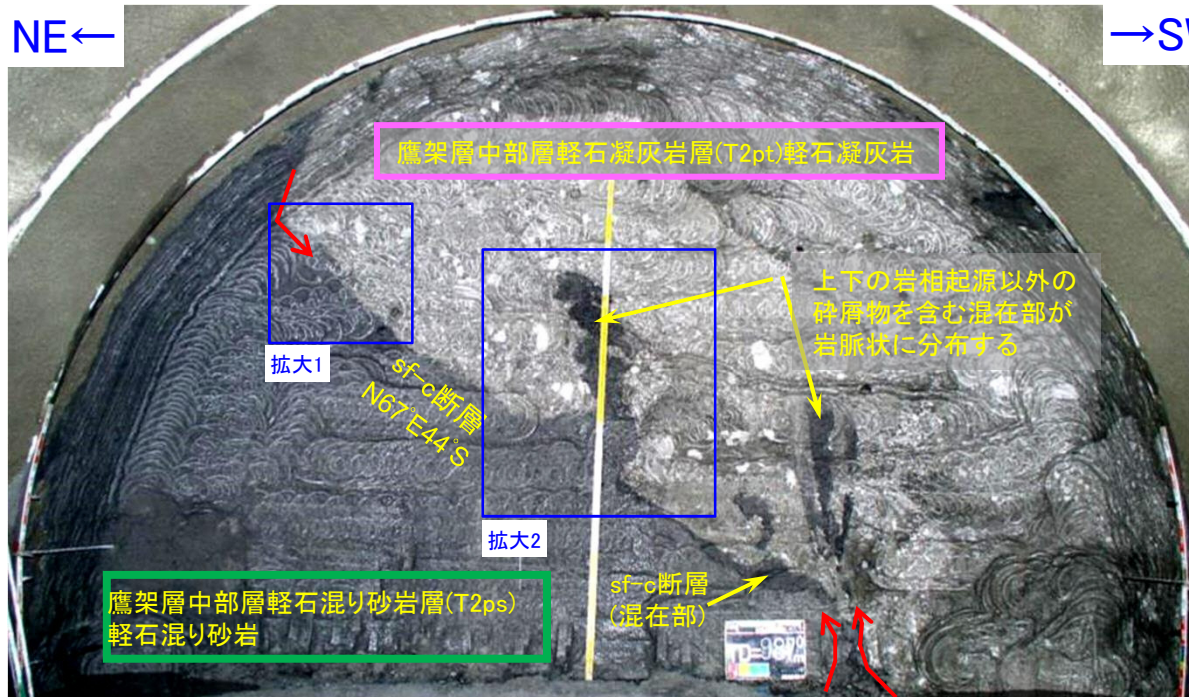
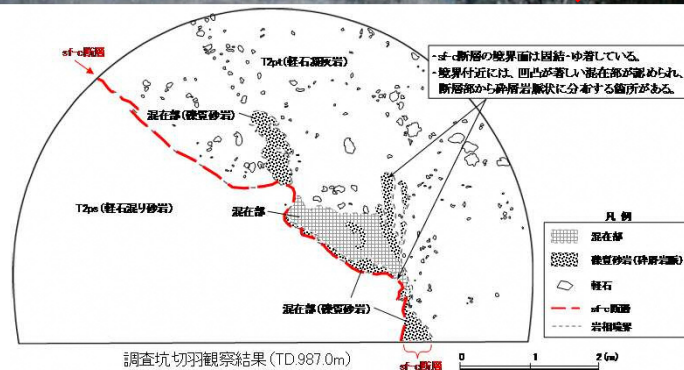


3. 敷地内の断層評価

3.3 敷地内断層の評価結果(sf断層の性状(調査坑切羽観察結果))



調査坑切羽観察位置図



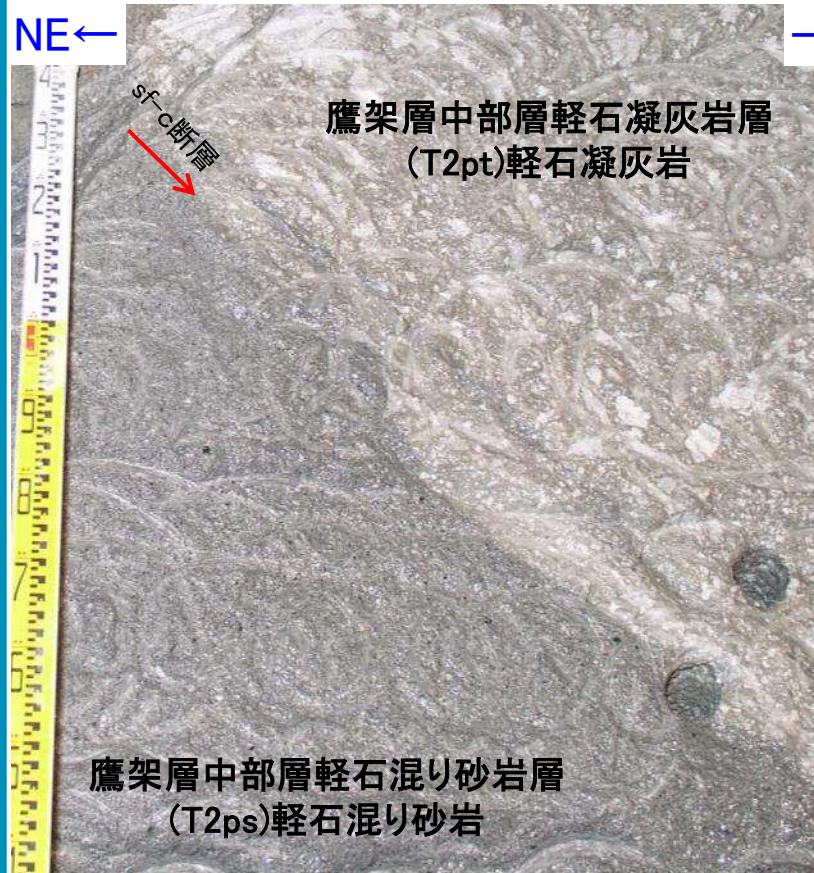
敷地内地質層序表(鷹架層)

地層名	記号	主な層相及び岩相
上部層 (T3)	泥岩層	T3ms 泥岩 一部に凝灰岩を挟む。
	礫混り砂岩層	T2ss 礫混り砂岩
中部層 (T2)	軽石混り砂岩層	T2ps 砂岩・凝灰岩互層、礫混り砂岩、砂岩・凝灰岩互層、軽石混り砂岩、砂質軽石凝灰岩
	軽石凝灰岩層	T2pt 凝灰岩、軽石凝灰岩、砂質軽石凝灰岩、軽石質砂岩、礫岩
	粗粒砂岩層	T2cs 砂質軽石凝灰岩、粗粒砂岩
下部層 (T1)	細粒砂岩層	T1fs 細粒砂岩 一部に粗粒砂岩を挟む。
	泥岩層	T1ms 泥岩～砂質泥岩 一部に凝灰質砂岩、砂質軽石凝灰岩を挟む。

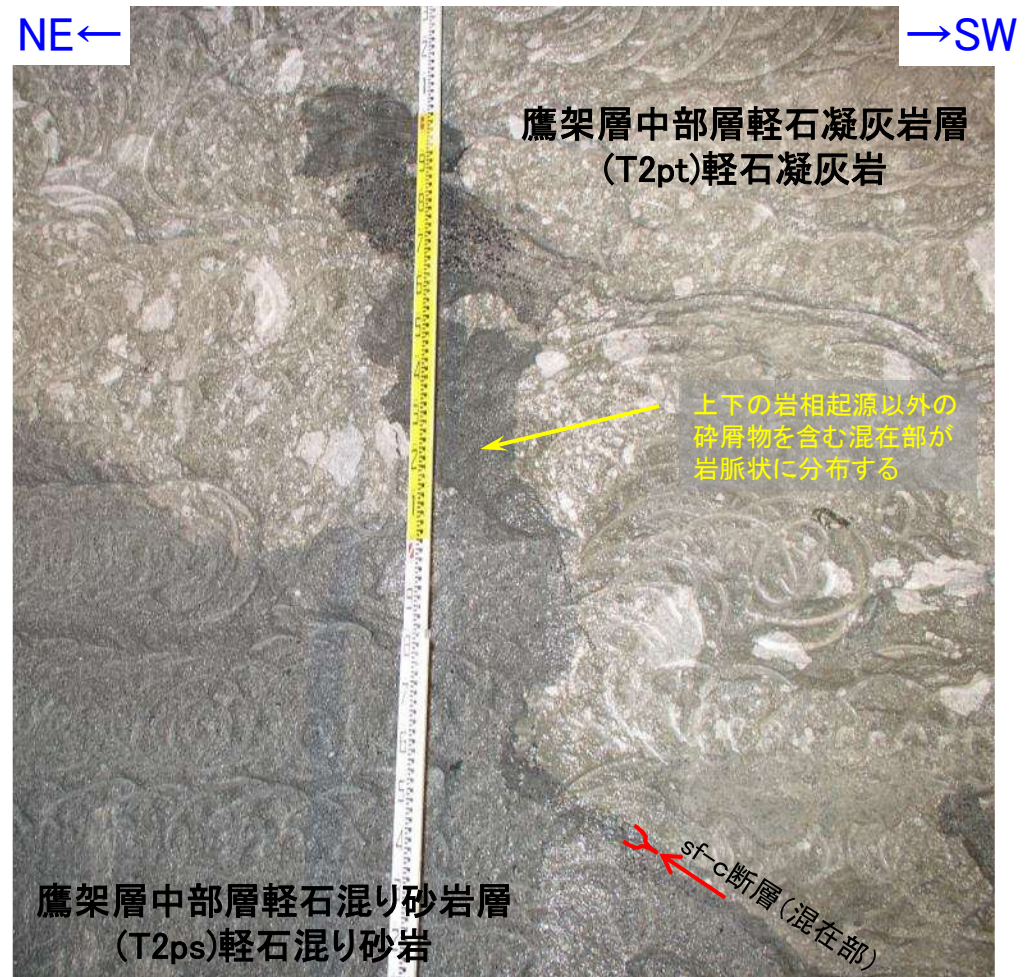
・sf-c断層の断層面は固結・ゆ着しており、断層部には上盤、下盤及びそれ以外の岩相を起源とする混在部が分布し、混在部の一部は上方向に岩脈状に連続すること、岩脈中では分級がみられる箇所があることから、脱水構造と考えられる。
→これら未固結時の変形構造が認められることから、sf系断層は鷹架層堆積当時～直後の未固結時の断層であると判断した。

3. 敷地内の断層評価

3.3 敷地内断層の評価結果(sf断層の性状(調査坑切羽観察結果))



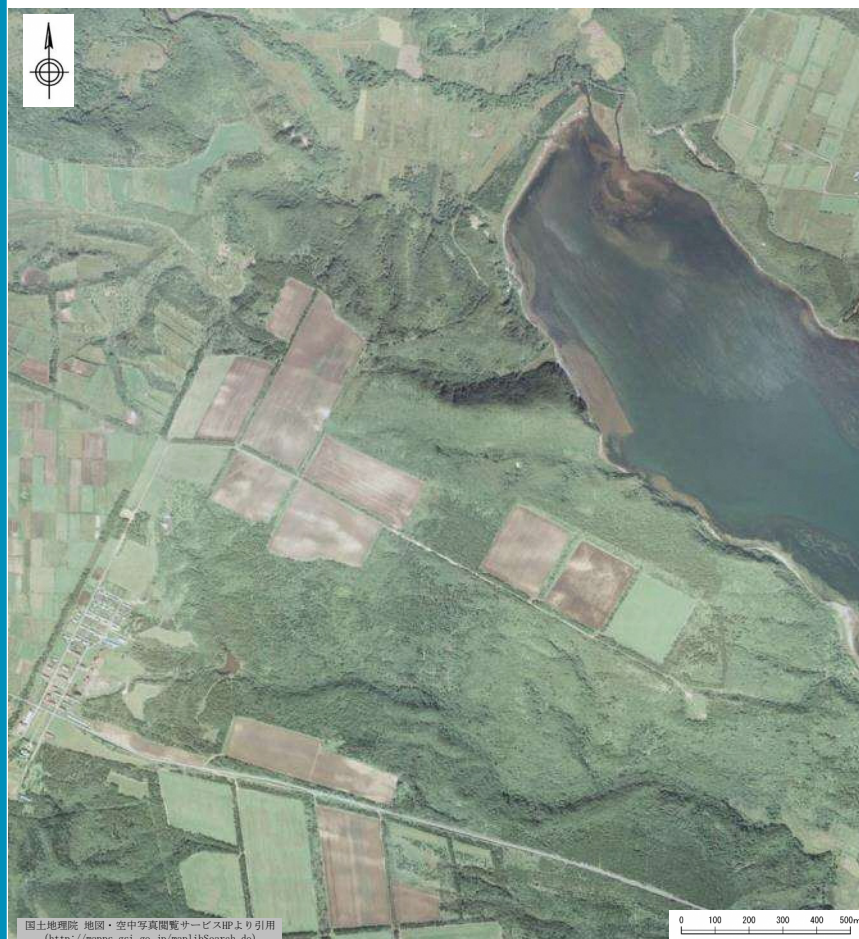
拡大写真1



・混在部の一部は上方向に岩脈状に連続すること、岩脈中では分級がみられる箇所があることから、脱水構造と考えられる。

3. 敷地内の断層評価

3.4 敷地南東部の地すべりの評価結果(空中写真判読結果)



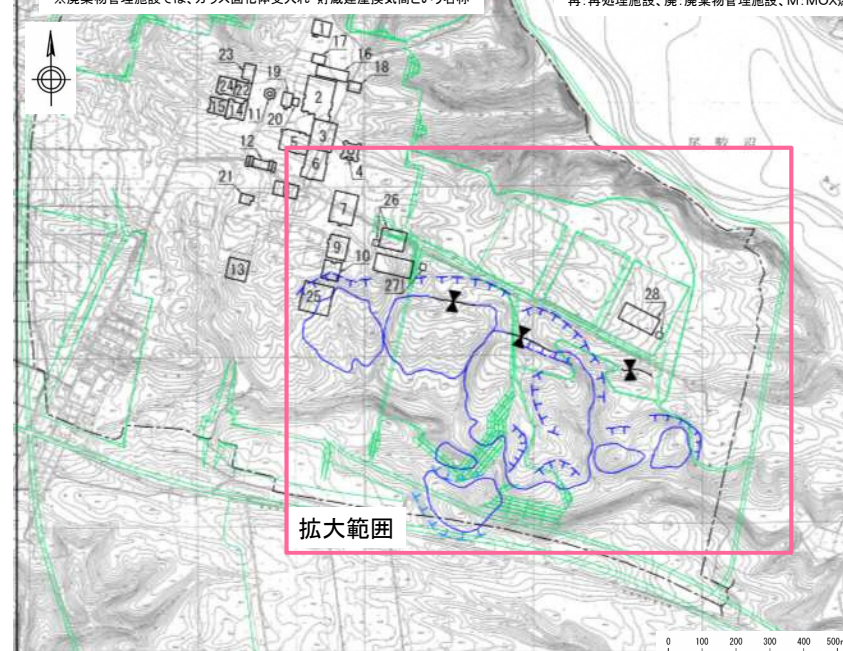
造成前空中写真(1975年)

- 敷地内にリニアメント・変動地形は判読されないが、敷地南東部の東方へ流下する沢沿いに地すべり地形が判読される。
- なお、施設設置位置付近は既に標高55mに造成されており、地すべりのおそれのある急斜面は存在しない。

番号	再・M:耐震重要施設等及び常設重大事故等対応施設 廃:安全上重要な施設等	再	廃	M	番号	再・M:耐震重要施設等及び常設重大事故等対応施設 廃:安全上重要な施設等	再	廃	M
1	ハル・エンドピース貯蔵建屋	○			15	第1ガラス固化体貯蔵建屋(西棟)	○		
2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○			16	使用済燃料輸送容器管理建屋	○		
3	前処理建屋	○			17	使用済燃料輸送容器管理建屋(トレーラーエリア)	○		
4	主排気筒(基礎)及び主排気筒管理建屋	○			18	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔A(基礎)	○		
5	高レベル廃液ガラス固化建屋	○			19	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B(基礎)	○		
6	分離建屋	○			20	第1非常用ディーゼル発電設備用重油タンク室	○		
7	精製建屋	○			21	再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔B(基礎)	○		
8	制御建屋	○			22	ガラス固化体貯蔵建屋		○	
9	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○			23	ガラス固化体貯蔵建屋B棟		○	
10	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	○			24	ガラス固化体受入れ建屋		○	
11	北換気筒※(基礎)	○	○		25	燃料加工建屋			○
12	非常用電源建屋(冷却塔及び燃料油貯蔵タンクを含む)	○			26	緊急時対策所(重油貯蔵タンク含む)	○		○
13	チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋	○			27	第1保管庫・貯水所(軽油貯蔵タンク含む)	○		○
14	第1ガラス固化体貯蔵建屋(東棟)	○			28	第2保管庫・貯水所(軽油貯蔵タンク含む)	○		○

※廃棄物管理施設では、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒という名称

再:再処理施設、廃:廃棄物管理施設、M:MOX燃料加工施設



造成前地形図(1976年)

- 空中写真判読範囲
- 敷地境界
- 滑落崖(淡色は不明瞭)
- 移動土塊
- 鞍部

判読に用いた主な空中写真
 国土地理院 空中写真 CTO7514 (1975年撮影 縮尺1/8,000)
 国土地理院 空中写真 MTO681X (1968年撮影 縮尺1/20,000)

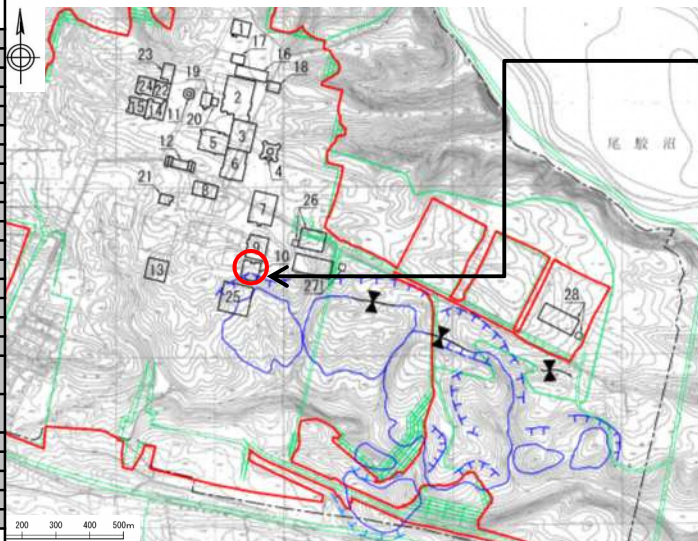
注) 地形図は造成前の原地形(等高線間隔2m)
 空中写真判読範囲内にリニアメント・変動地形は判読されない。

3. 敷地内の断層評価

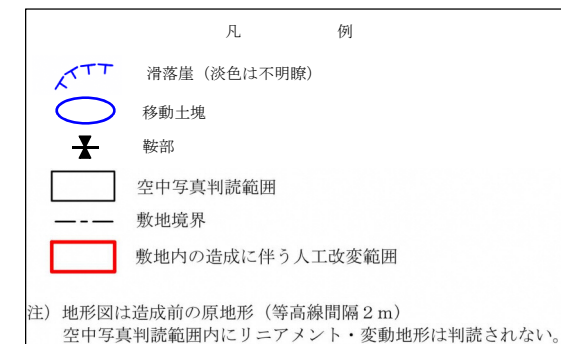
3.4 敷地南東部の地すべりの評価結果(基礎掘削面写真)

番号	再・M:耐震重要施設等及び常設置大事故等対処施設 廃:安全上重要な施設等	再	廃	M
1	ハル・エンドピース貯蔵建屋	○		
2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○		
3	前処理建屋	○		
4	主排気筒(基礎)及び主排気筒管理建屋	○		
5	高レベル廃液ガラス固化建屋	○		
6	分離建屋	○		
7	精製建屋	○		
8	制御建屋	○		
9	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○		
10	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	○		
11	北換気筒※(基礎)	○	○	
12	非常用電源建屋(冷却塔及び燃料油貯蔵タンクを含む)	○		
13	チャンネルボックス・バーナブルボイズ処理建屋	○		
14	第1ガラス固化体貯蔵建屋(東棟)	○		
15	第1ガラス固化体貯蔵建屋(西棟)	○		
16	使用済燃料輸送容器管理建屋	○		
17	使用済燃料輸送容器管理建屋(トレーラーエリア)	○		
18	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A(基礎)	○		
19	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B(基礎)	○		
20	第1非常用ディーゼル発電設備用重油タンク室	○		
21	再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔(基礎)	○		
22	ガラス固化体貯蔵建屋		○	
23	ガラス固化体貯蔵建屋B棟		○	
24	ガラス固化体受入れ建屋		○	
25	燃料加工建屋		○	
26	緊急時対策所(重油貯蔵タンク含む)	○	○	
27	第1保管庫・貯水所(軽油貯蔵タンク含む)	○	○	
28	第2保管庫・貯水所(軽油貯蔵タンク含む)	○	○	

※廃棄物管理施設では、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒という名称
再:再処理施設、廃:廃棄物管理施設、M:MOX燃料加工施設



ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋



建屋位置図

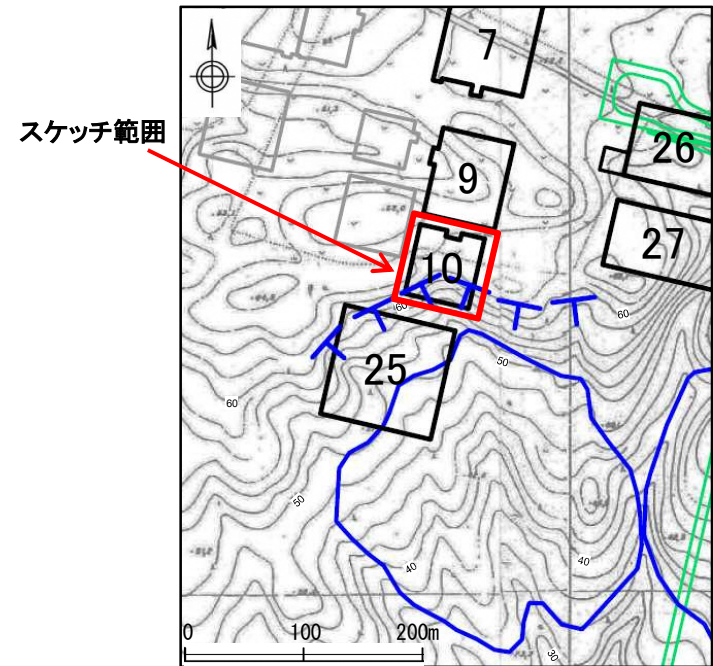
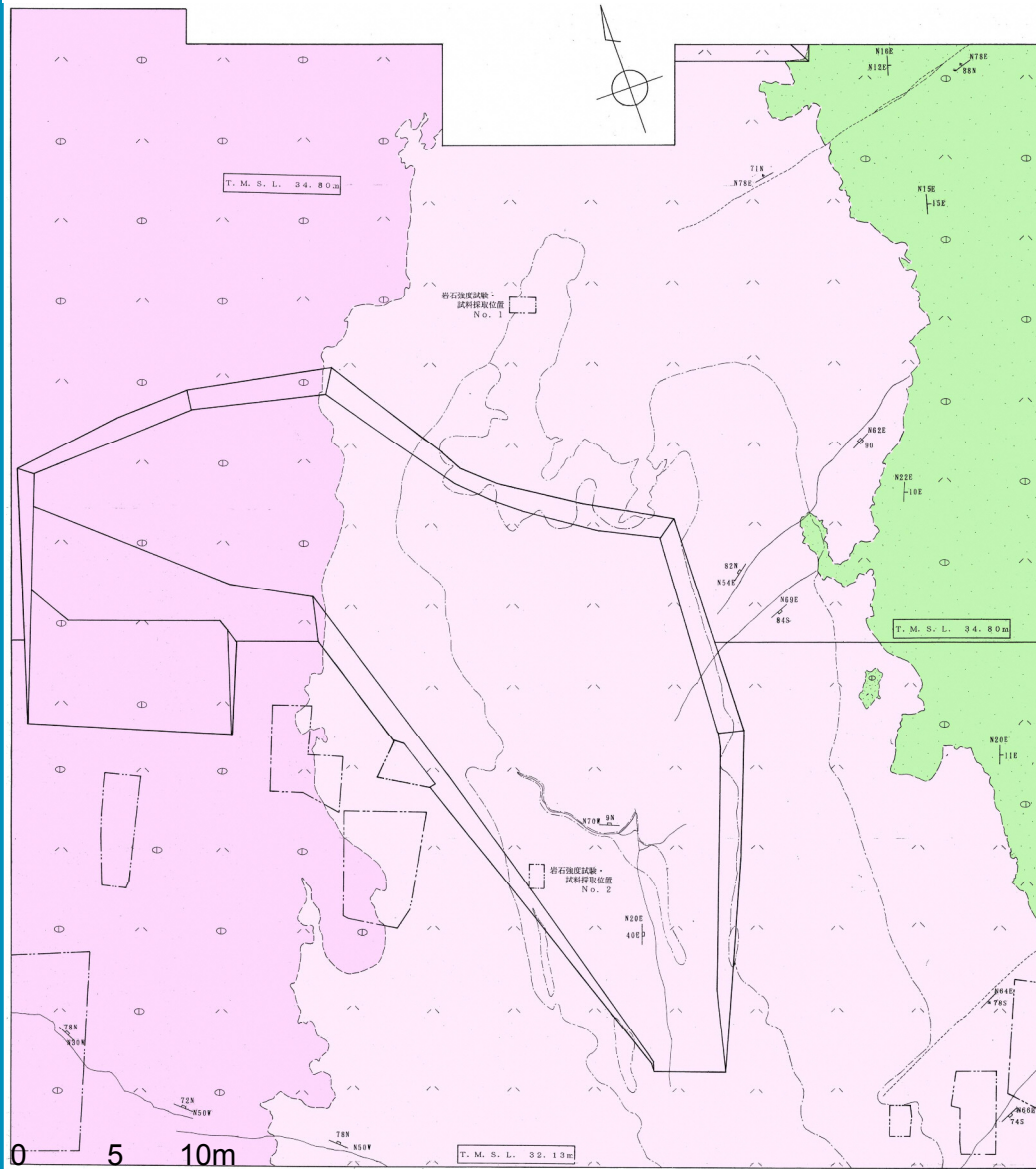


基礎掘削面全景(南側から望む)

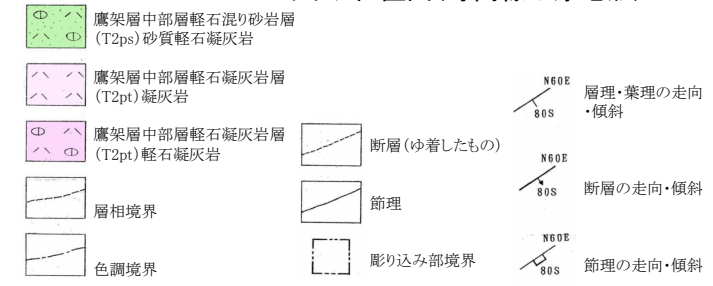
・基礎掘削面の標高は35m~32mであり、当該建屋付近の原地形(標高63m~52m)から20m以上掘削した位置にある。

3. 敷地内の断層評価

3.4 敷地南東部の地すべりの評価結果(基礎掘削面スケッチ)



スケッチ位置図(等高線は原地形)



- ・基礎掘削面には鷹架層が分布する。
- ・地すべりに関係するような構造は認められない。
- ・小断層が数条認められるが、固結・ゆ着する。

3. 敷地内の断層評価

3.5 総合評価

【f系断層のまとめ】

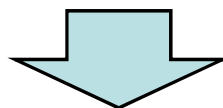
- ・f系断層は、少なくとも高位段丘堆積層（約20万年前）に変位及び変形を与えていないことから、将来活動する可能性のある断層等ではない。
- ・高位段丘堆積層中の小断層は、地形・地質分布から高位段丘堆積層内の小規模な地すべりあるいは受動変形により形成されたと判断され、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は鷹架層に設置されていることから、施設の安全性に影響を及ぼすものではないと判断される。

【sf系断層のまとめ】

- ・sf系断層は、断層部の性状が固結・ゆ着していること、鷹架層上部層に変位及び変形を与えていないこと、f系断層に切られていること等から、少なくともf系断層の活動以前に活動を終えた断層であり、将来活動する可能性のある断層等ではない。

【敷地南東部の地すべりのまとめ】

- ・地形及び地質構造から、地すべりの発生時期は、高位段丘面離水後と判断される。ただし、移動土塊の末端部が現河床よりも高い位置にあること、滑落崖の冠頂あるいは移動土塊の開析が進んでいることから最近の滑動ではないと判断される。
- ・敷地南東部に認められる地すべりは、鷹架層中にはすべり面が認められず、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は鷹架層に設置されていることから、施設に影響を及ぼすものではないと判断される。



以上のことから、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設を支持する地盤に「将来活動する可能性のある断層等」は認められないと評価する。

4. 敷地周辺の断層評価(事業規則第七条、第三十一条) 第七条、第三十一条:地震による損傷の防止

4. 敷地周辺の断層評価

4.1 要求事項(設計基準)

事業規則

(地震による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

●原子力規制委員会「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」を参考に審査される。

4. 敷地周辺の断層評価

4.1 要求事項(重大事故)

事業規則

(地震による損傷の防止)

第三十一条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。

- 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

- 原子力規制委員会「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」を参考に審査される。

4. 敷地周辺の断層評価

4.2 基本方針



●基本方針

- 敷地周辺の断層評価にあたっては、文献調査、地表地質調査、ボーリング調査、トレンチ調査、海上音波探査等を実施し、「震源として考慮する活断層」※か否か評価を行う。

※「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12~13万年前以降)の活動が否定できない断層等をいう。その認定にあたって、後期更新世(約12~13万年前)の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価にあたって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。
また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。
(事業規則 別記1による)

4. 敷地周辺の断層評価

4.3 敷地周辺の主な活断層評価結果(概要①)

【出戸西方断層の評価概要】

➤ 申請時(H26.1.7)の評価

- ・北端:活断層としての出戸西方断層の北端は、L₁面に変位・変形が認められない棚沢川右岸であるが、地震動評価上、さらに北方の高位面(H₂面)に高度差が認められない地点(北川左岸)
- ・南端:中位面(M₂面)に変位・変形が認められない地点(老部川(南)右岸:B測線)
- ・断層長さ:活断層としての長さは約6kmであるが、地震動評価上約10km



➤ 申請以降実施した各種調査・検討

- ・出戸西方断層周辺において、以下に示す追加の調査、解析を行い、断層の北方・南方への連続性、各断層露頭における最新面の変位センス等を確認し、北端・南端評価を行った。
DEMデータに基づく地形図を用いた詳細空中写真判読、地表地質調査、ボーリング調査、ポアホールカメラ観察、火山灰分析、トレンチ調査(南方延長トレンチ、D-1露頭トレンチ)、浅層反射法地震探査、既往反射法地震探査記録の再解析、針貫入試験、条線観察、CT観察、薄片観察等
- ・活断層評価にあたっては、追加調査結果に基づき、出戸西方断層周辺に分布する各段丘面区分について、より詳細な検討を実施した。
- ・北端については、DEMによる詳細地形に基づくリニアメント・変動地形の連続性の検討、断層主部(D-1露頭、ボーリングコア等)とOT-1露頭、OT-2露頭における断層のマクロからミクロにわたる破碎部性状の検討、棚沢川以北の段丘面上の変位地形の有無に関する検討を行った結果、OT-1露頭以北にリニアメント・変動地形が判読されないこと、最新面での変位センスは、OT-2露頭は出戸西方断層と同じ逆断層センスであり、OT-1露頭は正断層センスであること等から、OT-1露頭と評価した。
- ・南端については、南方延長トレンチ調査で確認された断層(イ・ロ断層)の連続性検討、鷹架層の地質構造(出戸西方断層の連続性、急傾斜の差異等)の検討、出戸西方断層の南方に位置する向斜構造の関係、活動時期等について検討を行った結果、南方延長トレンチにおいて、西傾斜西側隆起の出戸西方断層は認められず、東傾斜東側隆起の小断層が認められたことから、出戸西方断層の副次的な断層として考慮し、この小断層と同様な性状を持つ断層はC測線以南のボーリング調査では認められないこと、鷹架層の地質構造は、C測線付近以北では南北走向、C測線付近以南では北東走向を示し、C測線付近を境に鷹架層の地質構造に差異がみられることから、C測線と評価した。
- ・さらに、海上音波探査記録の検討結果等から、出戸西方断層が海に連続しないことを確認した(審査会合(H27.7.17)資料1-2p3~34)。



➤ 最終評価

- ・北端:リニアメント・変動地形が判読されず、正断層センスを示す地点(OT-1露頭)
- ・南端:イ断層、ロ1断層、ロ2断層を出戸西方断層の副次的な断層として安全側に評価し、これら副次的な断層と同じ性状を持つ「軟質細粒物を挟む断層」が認められず、鷹架層の地質構造に差異が認められる地点(C測線)
- ・断層長さ:約11km

4. 敷地周辺の断層評価

4.3 敷地周辺の主な活断層評価結果(概要②)

【七戸西方断層の評価概要】

- 申請時(H26.1.7)の評価
 - ・北端: 田代平溶結凝灰岩の火砕流堆積面の地点
 - ・南端: 奥入瀬川左岸の地点
 - ・断層長さ: 約22km

- 申請以降実施した各種調査・検討
奥入瀬川南方の猿辺川付近において、文献調査、地表地質調査を行い、主に中新統及び鮮新統の地質・地質構造に着目し、地質・地形断面図による検討を実施した結果、中新統には撓曲は見られるが、鮮新統には見られないことを確認した。

- 最終評価
 - ・北端: 変更なし
 - ・南端: 撓曲軸を挟んで高堂デイサイトがほぼ水平に分布する地点(猿辺川付近)
 - ・断層長さ: 約46km

【折爪断層の評価概要】

- 申請時(H26.1.7)の評価
 - ・北端: 鮮新統に撓曲が認められない地点(五戸川左岸)
 - ・南端: 文献が指摘する馬場付近の地点
 - ・断層長さ: 約50km

- 申請以降実施した各種調査・検討
北端付近において、地表地質調査を行い、各段丘面の高度差に着目し、地形断面図による検討を実施した結果、リニアメント延長位置の後藤川左岸のH₄面の分布高度に顕著な不連続が認められことを確認した。

- 最終評価
 - ・北端: リニアメント延長位置を挟んだH₄面の分布高度に顕著な不連続が認められず、西側隆起の変形が認められない地点(後藤川左岸)
 - ・南端: 変更なし
 - ・断層長さ: 約53km

【大陸棚外縁断層の評価概要】

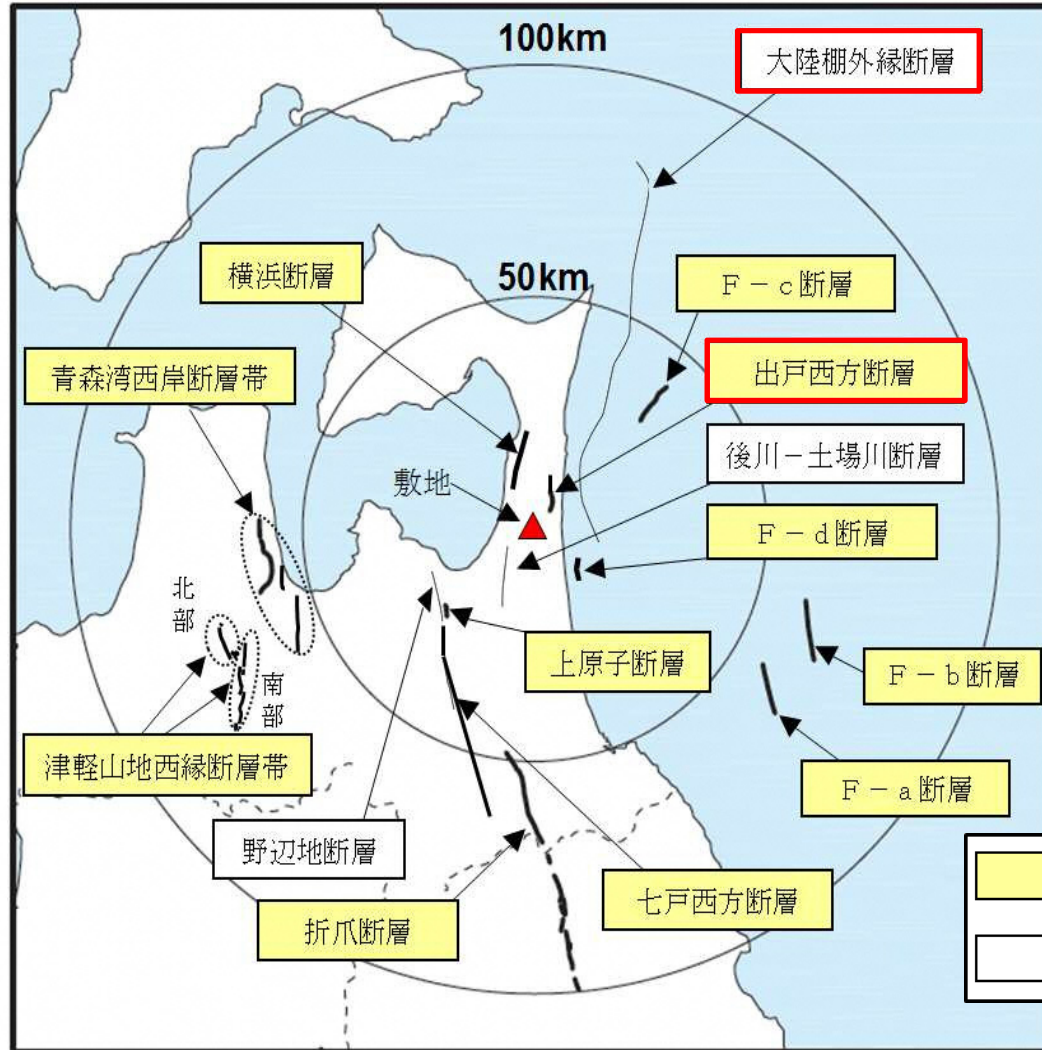
- 申請時(H26.1.7)の評価
既存の海上音波探査結果等に加え、当社及び下北3事業者で行った海上音波探査、海底地形面調査、ドレッジ調査等の結果を踏まえ、大陸棚外縁断層は、第四紀後期更新世以降の活動はないものと評価

- 申請以降実施した各種調査・検討
 - ・当社及び下北3事業者は、大陸棚外縁の地質・地質構造に係る評価の説明性向上を目的として、大陸棚の棚上、棚下において海上ボーリング調査(6孔)及び海上ボーリング孔間の地層の連続性を確認することを目的とした浅部を対象とした高解像度の海上音波探査を実施した。
 - ・海上ボーリングにより採取したコアを用いた各種分析結果から、棚上、棚下の地質年代の検討を実施し、大陸棚外縁断層の活動性評価の指標としている棚下のB_p/C_p境界(約25万年前)及び棚上の地層に係る知見が拡充され、既往の調査結果を踏まえた解釈と整合的であることを確認した。
 - ・大陸棚外縁断層推定位置を挟んで実施した海上ボーリングの結果、それらのボーリング孔間においてE層(中期中新統)の落差を確認した。
 - ・海上ボーリング調査結果及び浅部を対象とした高解像度の海上音波探査の結果を踏まえ、既往の海上音波探査記録の再確認を実施した。
 - ・大陸棚外縁に分布するE層～B_p層のアイソパックマップ及び海上音波探査記録から、各地層の堆積状況と大陸棚外縁断層の関係を踏まえ、大陸棚外縁全体の形成過程に係る考察を実施した。

- 最終評価
大陸棚外縁断層は、第四紀後期更新世以降の活動はないものと評価

4. 敷地周辺の断層評価

4.3 敷地周辺の主な活断層評価結果(震源として考慮する活断層分布図)

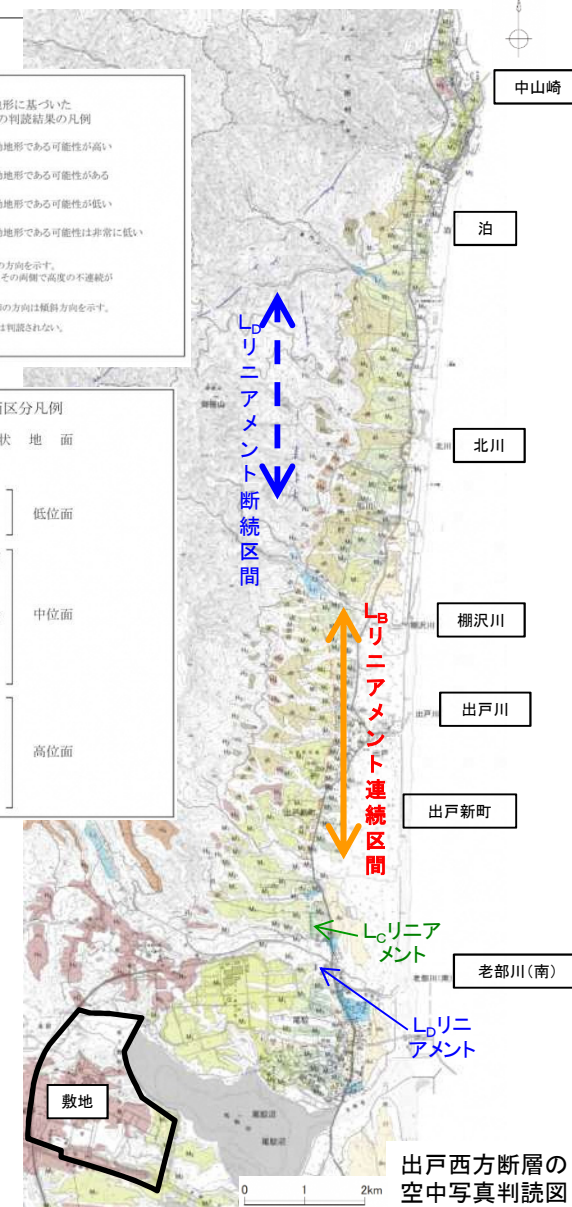
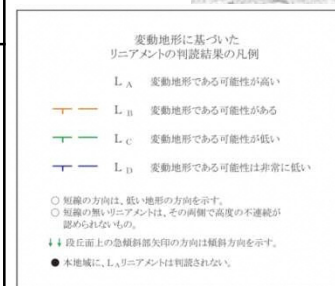
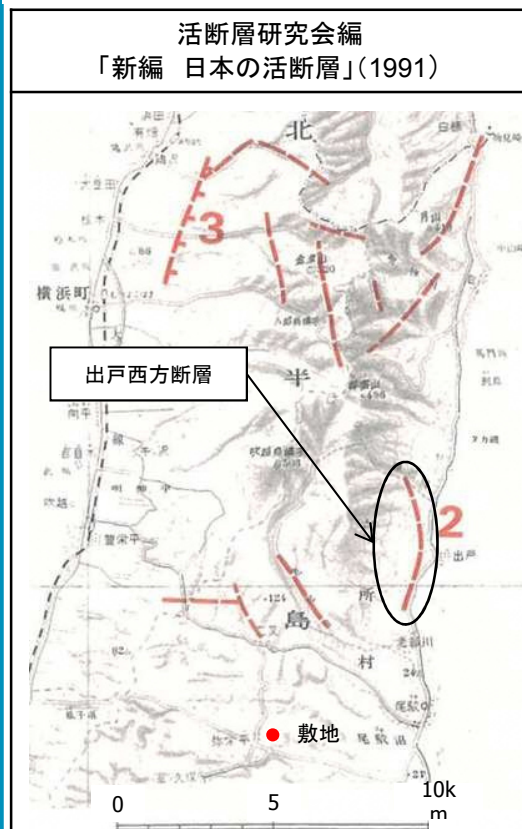


- 震源として考慮する活断層の位置を左図に示す。これらの断層のうち、出戸西方断層及び大陸棚外縁断層の評価結果の概要について、説明する。
- 出戸西方断層は、敷地近傍に位置しており、基準地震動策定に支配的な断層である。
- 大陸棚外縁断層は、活断層ではないものの、敷地前面海域に位置し、日本の活断層等の文献に図示されている。

- 「震源として考慮する活断層」として評価する断層
- 「震源として考慮する活断層」ではないと評価する断層

4. 敷地周辺の断層評価

4.4 出戸西方断層の評価結果(文献調査、空中写真判読図)

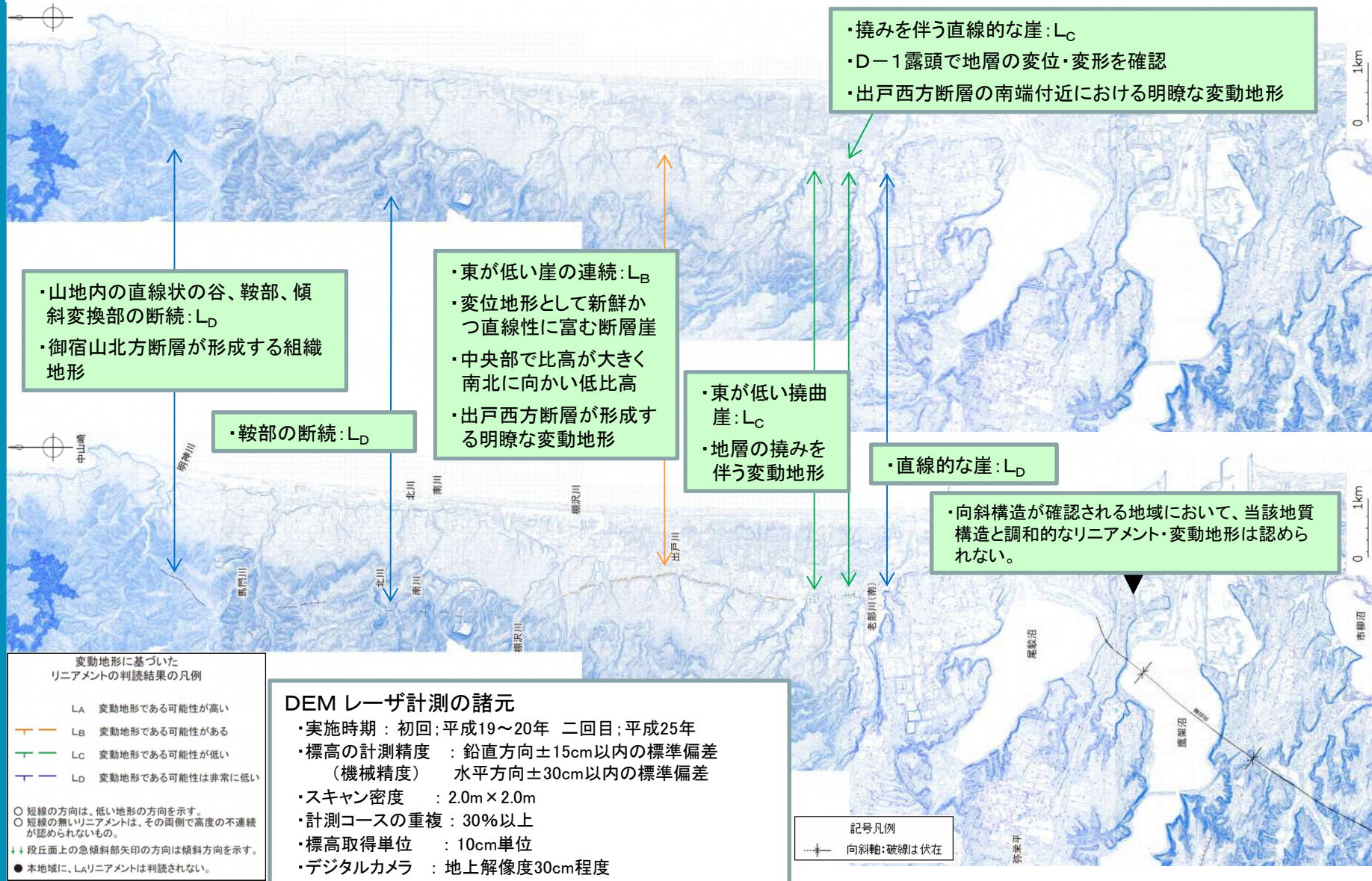


- ・活断層研究会編(1991)「新編 日本の活断層」は、ほぼN-S方向、長さ4km、活動度B、確実度Ⅲの「出戸西方断層」を図示・記載し、下末吉面相当に低断層崖がみられるとしている。
- ・今泉ほか編(2018)「活断層詳細デジタルマップ[新編]」は、六ヶ所村泊の中山崎付近から同村尾駈の老部川(南)左岸にかけて、長さ約20km(図読では約13km)、ほぼ南北方向に延びる西側隆起の逆断層帯として出戸西方断層帯を図示・記載している。
- ・当社は、棚沢川右岸から老部川(南)右岸付近に至る約6km間に、ほぼN-S方向のL_B、L_C及びL_Dリニアメントを連続的に判読し、棚沢川北方の山地内には、尾根筋の鞍部等からなるL_Dリニアメントを断続的に判読している。このうち、棚沢川右岸から出戸新町南方に至る約4km間が、活断層研究会編(1991)が示す出戸西方断層に、棚沢川右岸から老部川(南)左岸付近に至る約5km間が今泉ほか編(2018)の出戸西方断層帯の南部に対応する。

(図読:断層の端点間の長さを示す。)

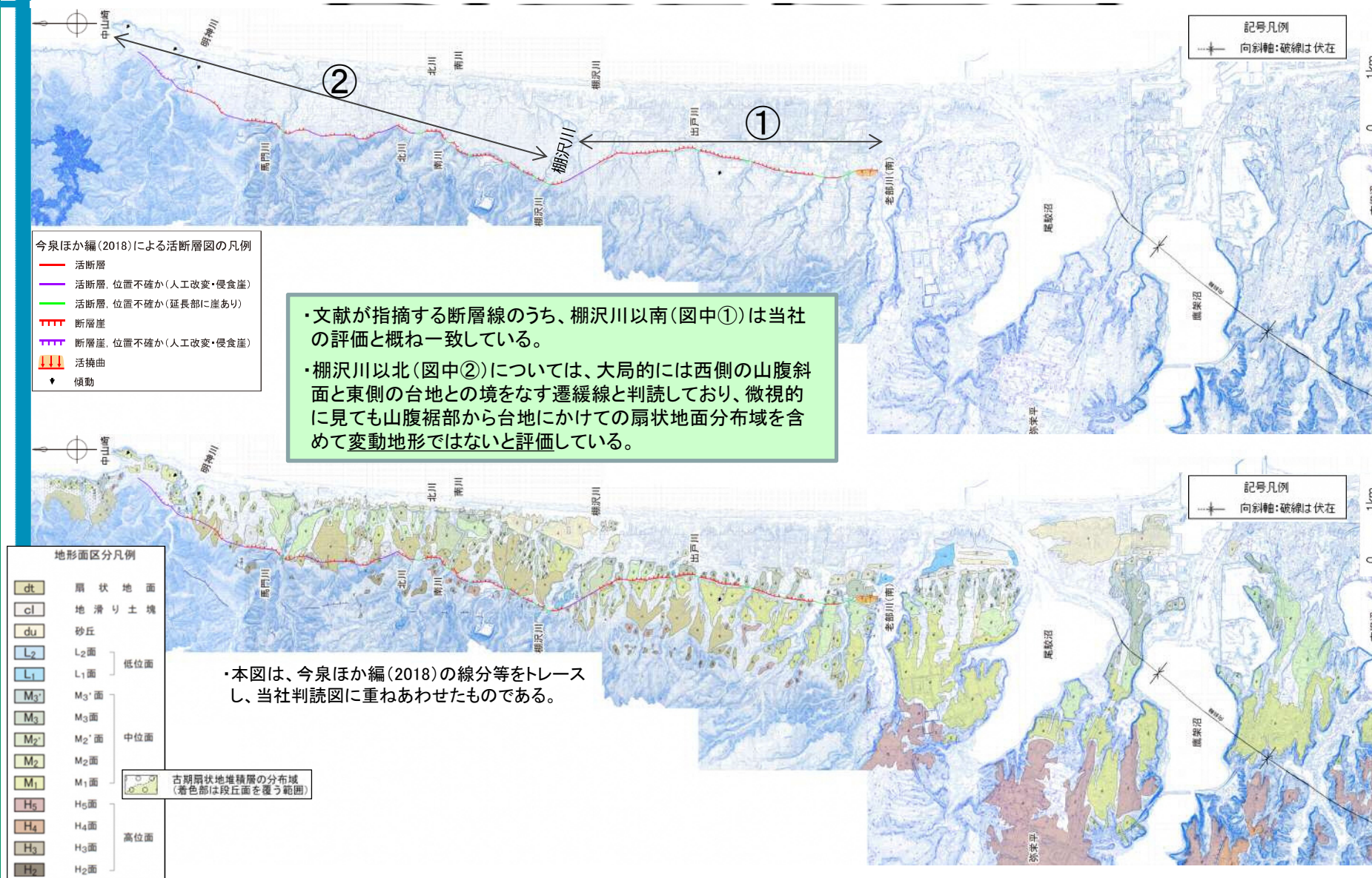
4. 敷地周辺の断層評価

4.4 出戸西方断層の評価結果 (DEMによる判読)



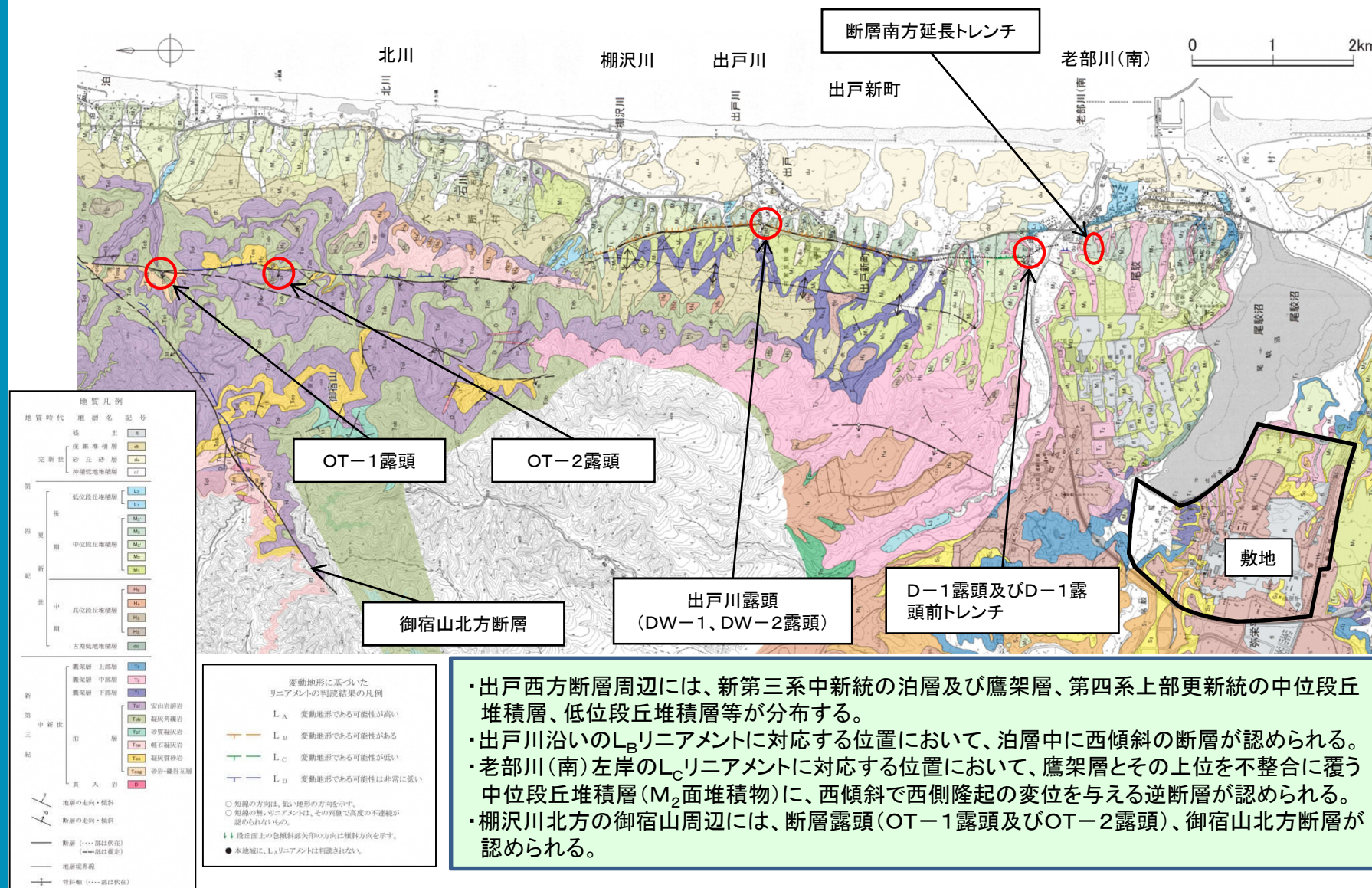
4. 敷地周辺の断層評価

4.4 出戸西方断層の評価結果(文献の活断層図 / 当社判読図との重ね図)



4. 敷地周辺の断層評価

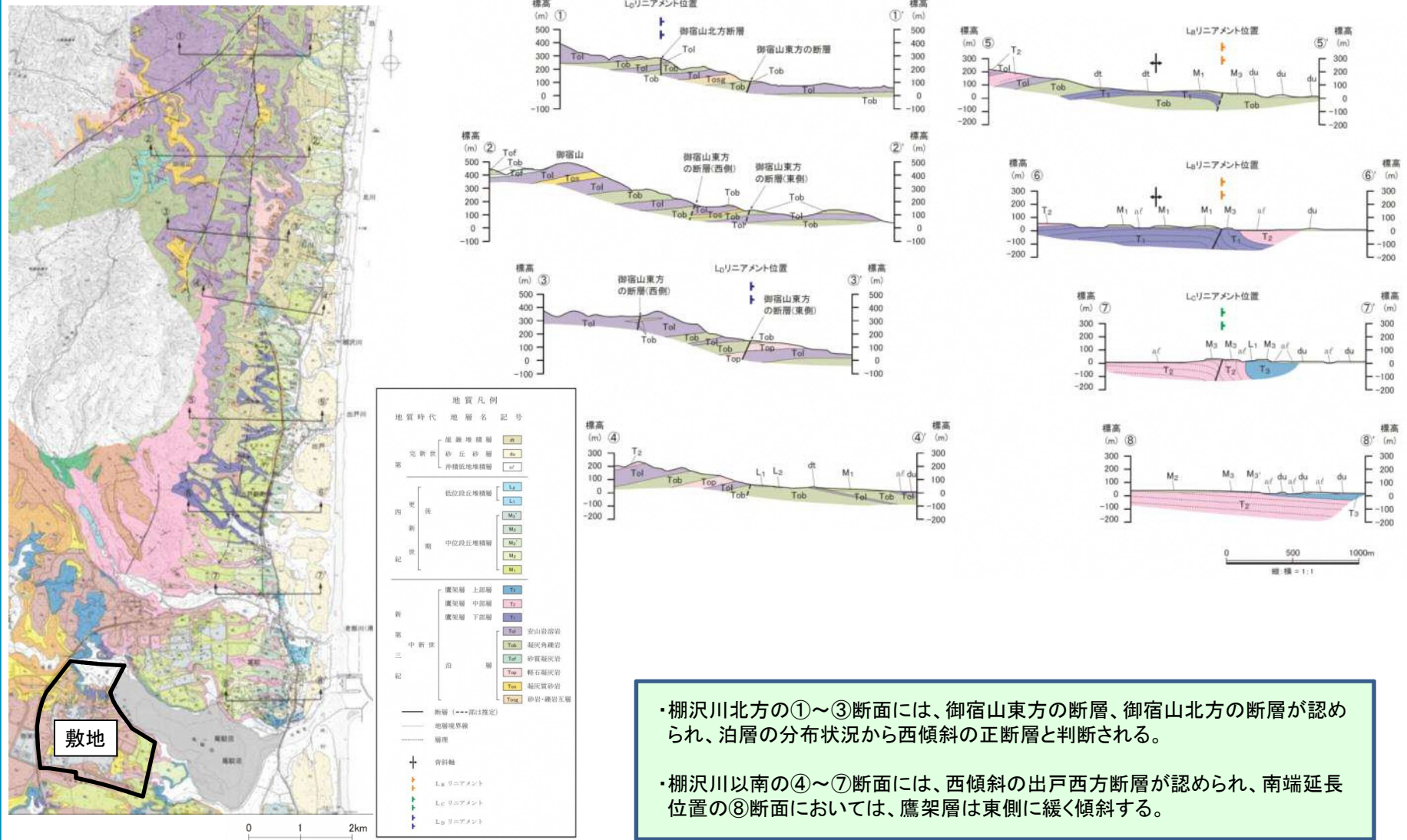
4.4 出戸西方断層の評価結果(地質平面図)



- ・出戸西方断層周辺には、新第三系中新統の泊層及び鷹架層、第四系上部更新統の中位段丘堆積層、低位段丘堆積層等が分布する。
- ・出戸川沿いのL_Bリニアメントに対応する位置において、泊層中に西傾斜の断層が認められる。
- ・老部川(南)左岸のL_Cリニアメントに対応する位置において、鷹架層とその上位を不整合に覆う中位段丘堆積層(M₂面堆積物)に、西傾斜で西側隆起の変位を与える逆断層が認められる。
- ・棚沢川北方の御宿山周辺には、断層露頭(OT-1露頭及びOT-2露頭)、御宿山北方断層が認められる。

4. 敷地周辺の断層評価

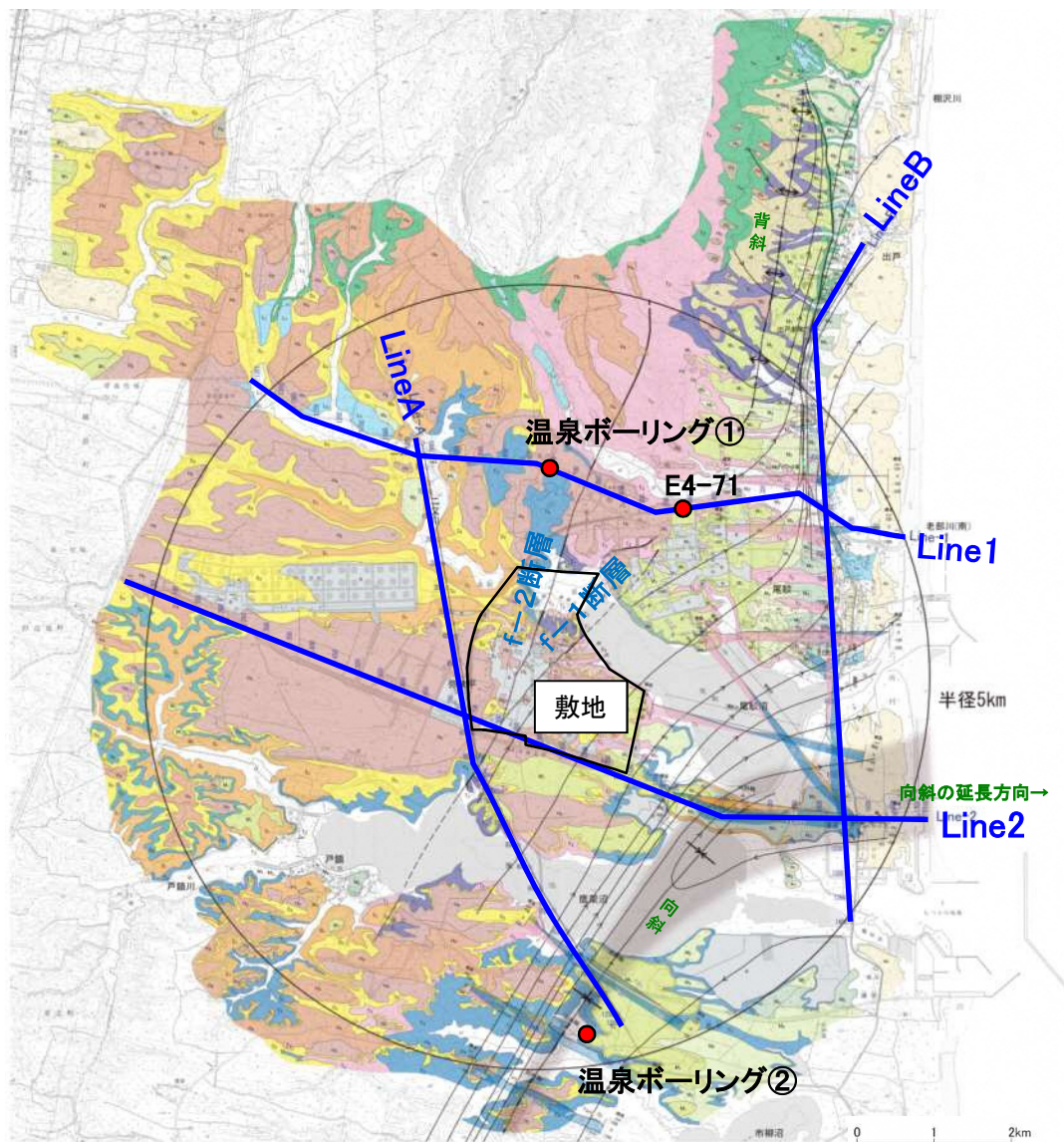
4.4 出戸西方断層の評価結果(地質断面図)



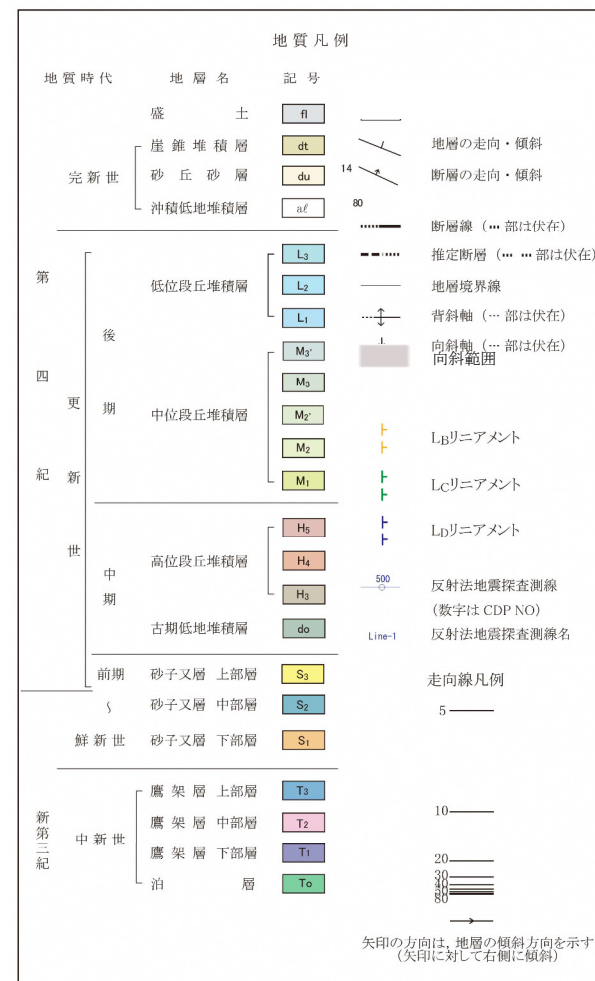
- ・棚沢川北方の①～③断面には、御宿山東方の断層、御宿山北方の断層が認められ、泊層の分布状況から西傾斜の正断層と判断される。
- ・棚沢川以南の④～⑦断面には、西傾斜の出戸西方断層が認められ、南端延長位置の⑧断面においては、鷹架層は東側に緩く傾斜する。

4. 敷地周辺の断層評価

4.4 出戸西方断層の評価結果(反射法地震探査結果(測線位置図))

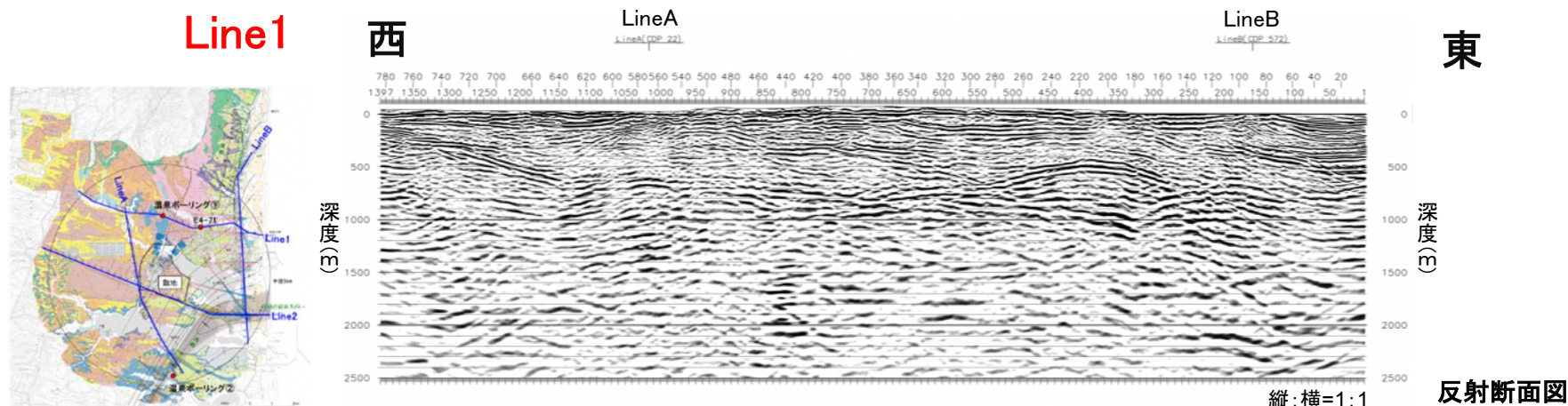


- ・敷地近傍の全体的な深部地下構造を把握するため、パイプロサイスによる反射法地震探査を実施した。
- ・測線配置については、敷地を中心として、東西2測線、南北2測線を井桁状に配置した。
- ・また、MDRSによる再解析を実施した。



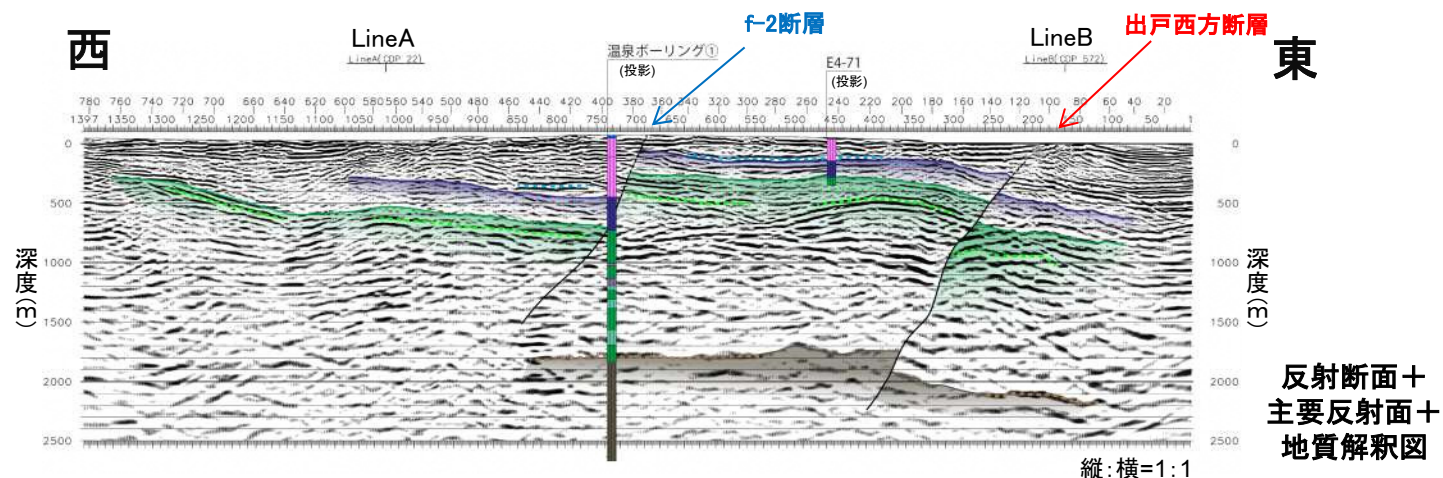
4. 敷地周辺の断層評価

4.4 出戸西方断層の評価結果(反射法地震探査結果(Line1))



〈地質解釈図凡例〉

地質時代	記号	地層名
新第三紀	■	鷹架層 下部層
中新世	■	泊層
先第三紀	■	夙屋層



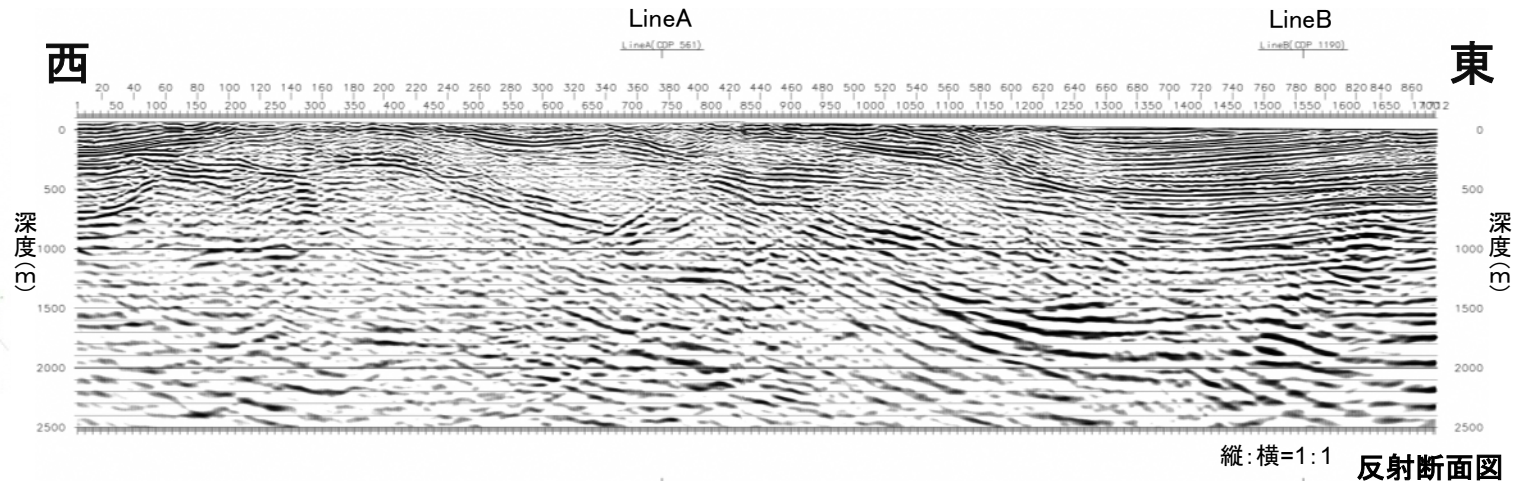
- ・東西測線の反射面は大局的に緩く東へ傾斜しており、地表地質踏査やボーリング調査等で確認される「北東-南西走向で南東傾斜の地質構造」を反映した特徴を示す。
- ・反射面の分布から、Line1では測線中央付近におけるf-2断層と、その東側の出戸西方断層が推定される。
- ・これらの位置や構造は、地表地質踏査や敷地内外のボーリング調査で確認される構造と調和的である。
- ・このうち出戸西方断層については、追加調査で確認される地表付近のトレースから地下深部に向けて西傾斜で連続している。

4. 敷地周辺の断層評価

4.4 出戸西方断層の評価結果(反射法地震探査結果(Line2))

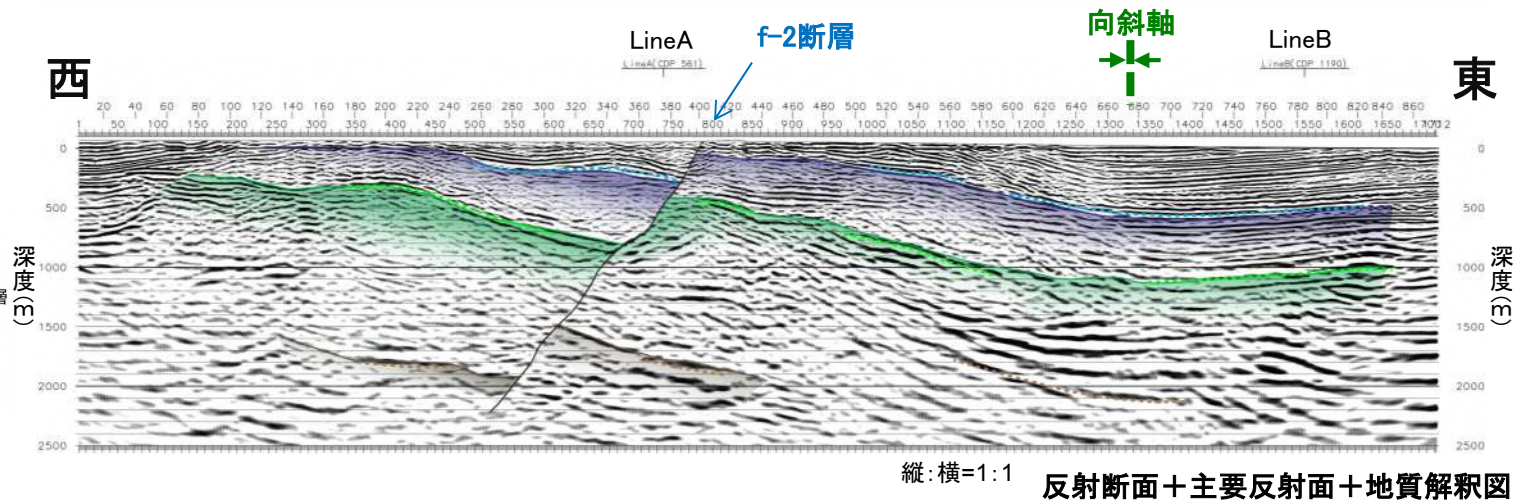


Line2



〈地質解釈図凡例〉

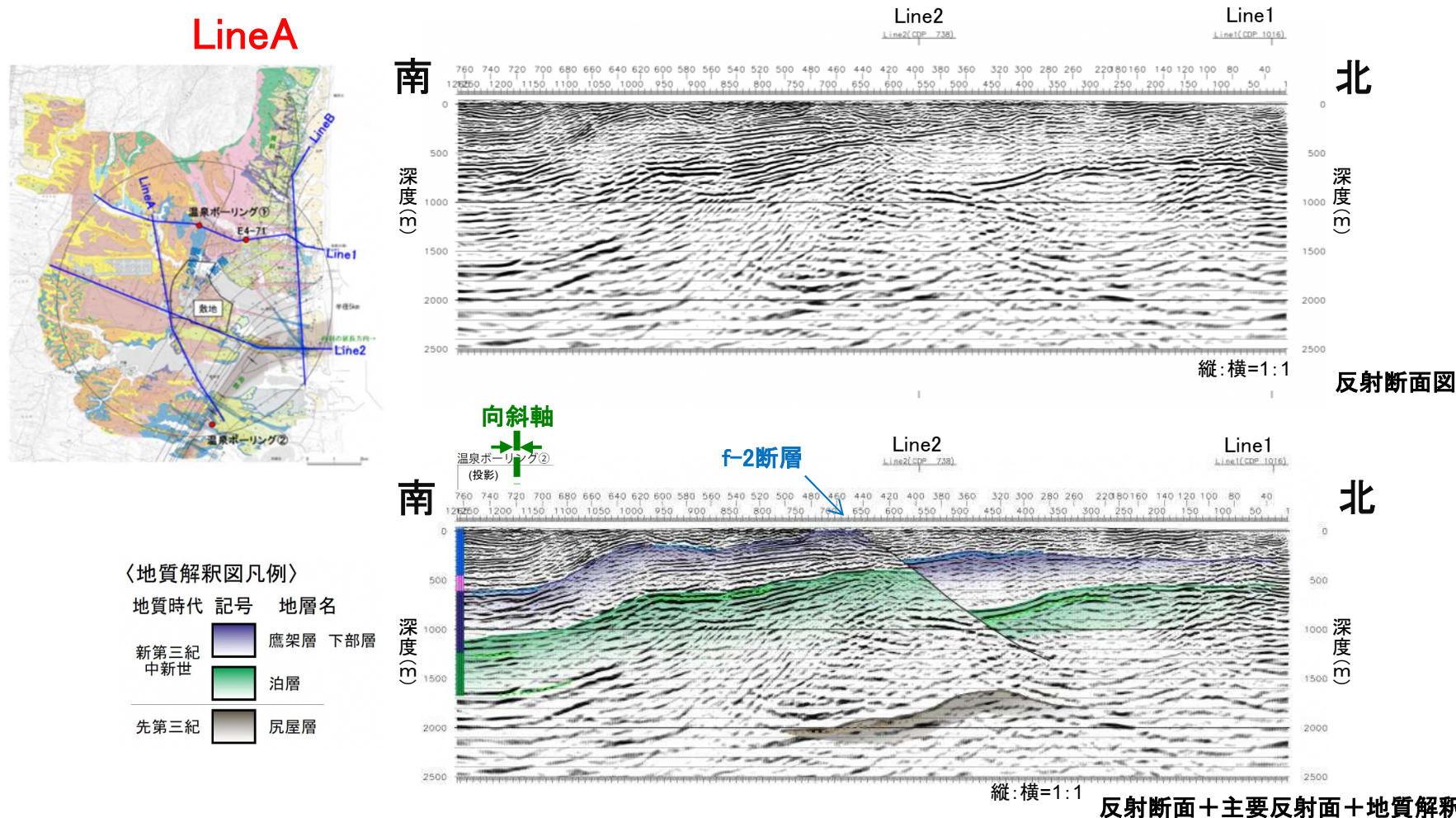
地質時代	記号	地層名
新第三紀	■	鷹架層 下部層
中新世	■	泊層
先第三紀	■	尻屋層



- ・東西測線の反射面は大局的に緩く東へ傾斜しており、地表地質踏査やボーリング調査等で確認される「北東-南西走向で南東傾斜の地質構造」を反映した特徴を示す。
- ・反射面の分布から、Line2ではf-2断層及び向斜軸が推定される。
- ・これらの位置や構造は、地表地質踏査や敷地内外のボーリング調査で確認される構造と調和的である。

4. 敷地周辺の断層評価

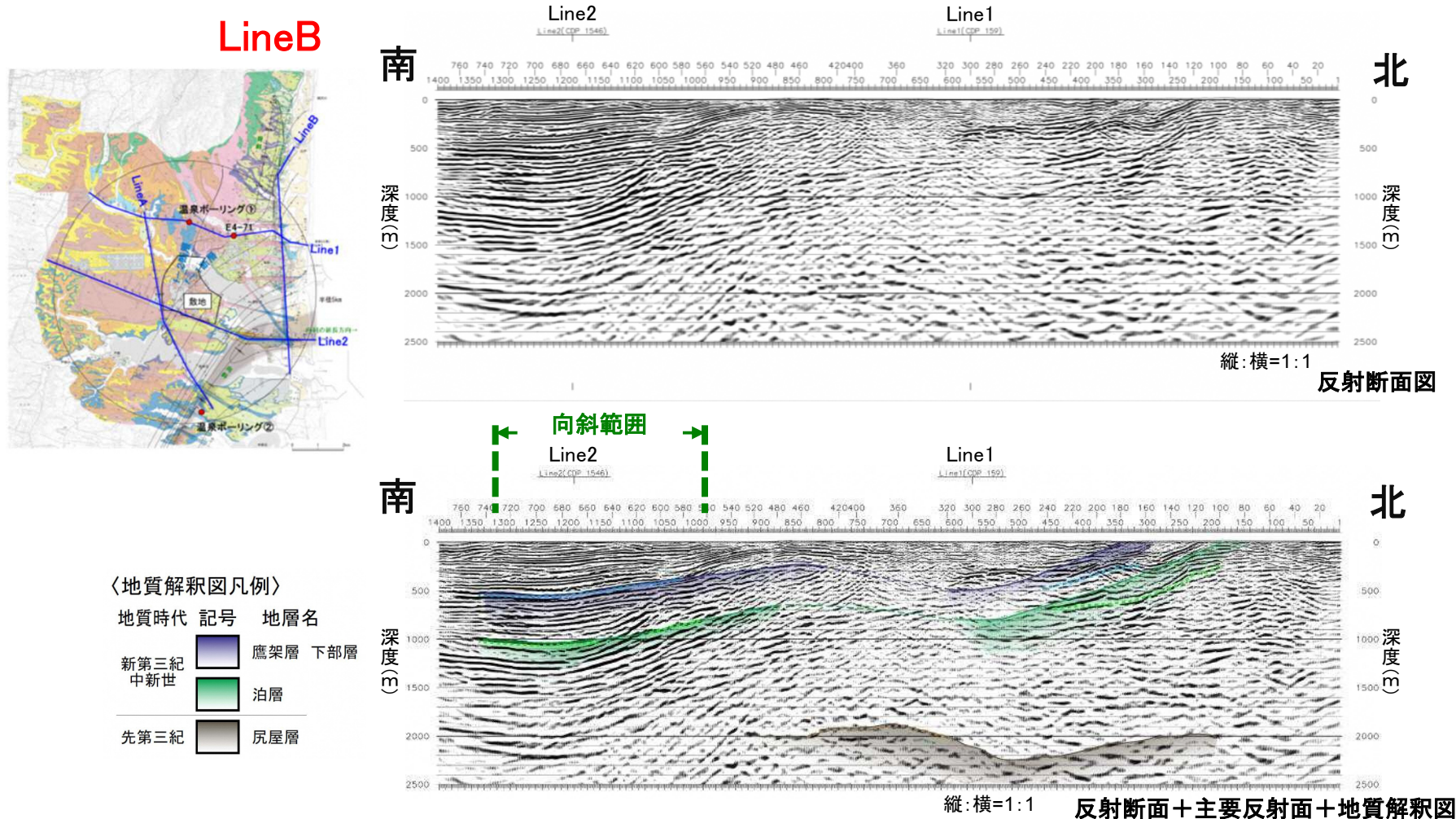
4.4 出戸西方断層の評価結果(反射法地震探査結果(LineA))



- ・南北測線の反射面は大局的に緩く南へ傾斜しており、地表地質踏査やボーリング調査等で確認される「北東-南西走向で南東傾斜の地質構造」を反映した特徴を示す。
- ・反射面の分布から、LineAでは測線中央付近におけるf-2断層と、その南側の向斜軸が推定される。
- ・これらの位置や構造は、地表地質踏査や敷地内外のボーリング調査で確認される構造と調和的である。

4. 敷地周辺の断層評価

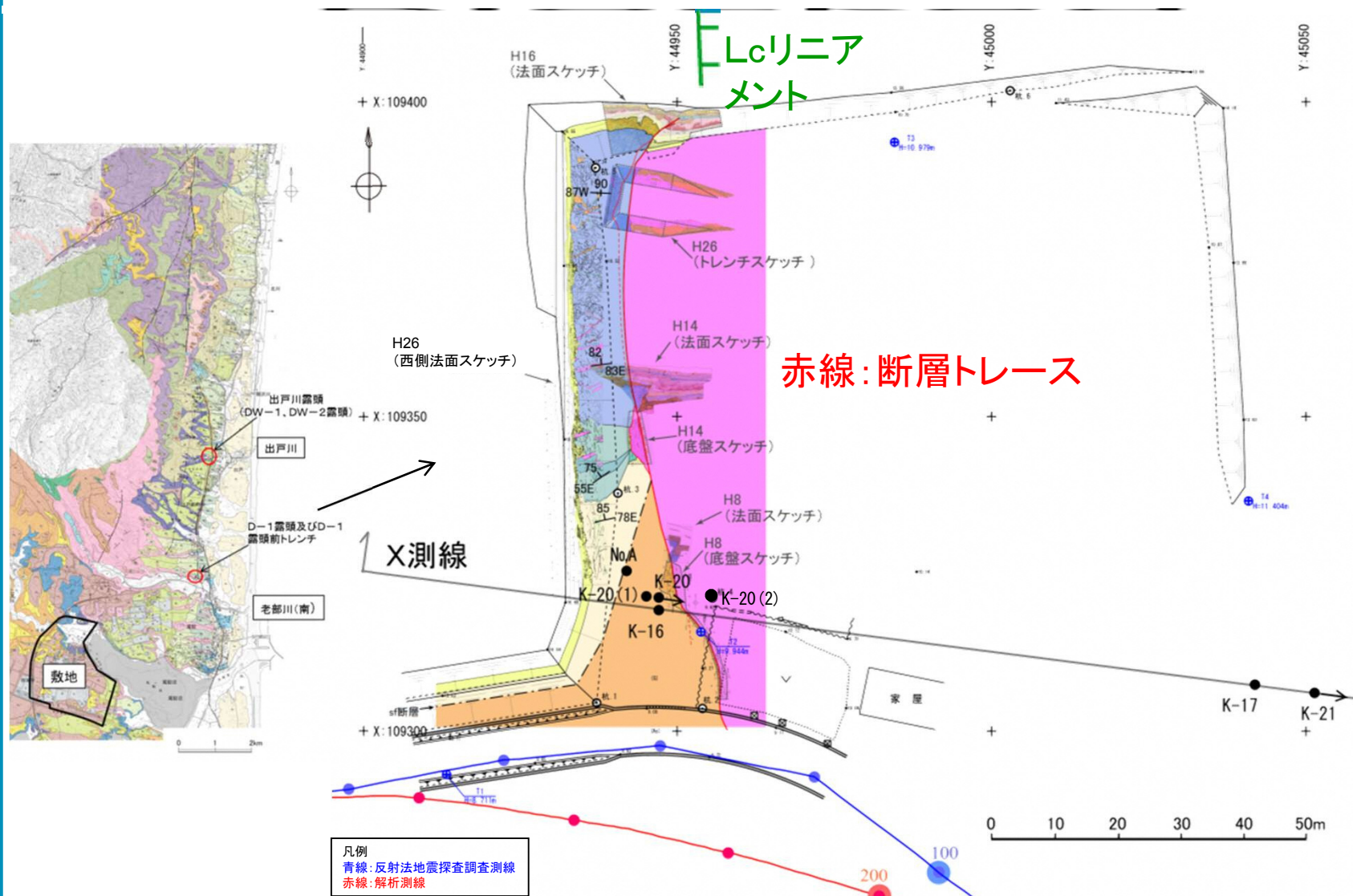
4.4 出戸西方断層の評価結果(反射法地震探査結果(LineB))



- ・LineBは測定状況に起因して不明瞭な範囲があるため、Line1及びLine2と整合しない箇所は、Line1及びLine2の記録を優先して解釈した。
- ・南北測線の反射面は大局的に緩く南へ傾斜しており、地表地質踏査やボーリング調査等で確認される「北東-南西走向で南東傾斜の地質構造」を反映した特徴を示す。
- ・南方ではLine2で認められた向斜の延長が認められる。北方では山地に向かって高まる傾向が認められる。
- ・これらの位置や構造は、地表地質踏査や敷地内外のボーリング調査で確認される構造と調和的である。

4. 敷地周辺の断層評価

4.4 出戸西方断層の評価結果(D-1露頭位置)



D-1露頭は平成8年から14年を経て16年にかけて造成され、各段階で断層トレースを確認している。